

# 平成 23 年度事務事業評価対象事業選定基準

## 1 選定の基本的な考え方

- ・事務事業評価の対象は、総合計画における主要事業、經常事業及び見直しの余地のある一定規模以上の予算を伴う事業とし、評価の可否及び実施時期を判断したうえで、平成 21 年度から平成 25 年度の間累計約 250 事業について実施することとしている。
- ・また、補助金の見直しについても、事務事業評価の中で見直しの必要性を検証していくこととする。

## 2 事務事業評価の対象事業選定基準

### ( 1 ) 具体的な評価対象

従前より基準としているものは以下の 4 点

- a ) これまで評価を実施したことがなく効果や課題を明らかにする必要があるもの
- b ) 新規事業で効果や課題を明らかにする必要があるもの
- c ) 実施方法等に大きな変更があり、効果や課題を明らかにする必要があるもの
- d ) 平成 18 ~ 20 年度に評価した事業で、見直しが不十分と判断されるもの

今回、これに加え、以下の 2 点に該当するものも評価対象とする。

- e ) 前回評価実施後に関連する制度変更があり、再検証すべきと考えられるもの
- f ) これまでにも見直しは行われているが、その後の他市の状況の変化等について改めて検証することが好ましいと考えられるもの

また、補助金（及びこれに類似するものとして助成事業）については、一定期間ごとに検証を行うこととする。

なお、以下に該当するものは評価対象外とする。

- ・行財政改革の実施項目であり、そちらで進行管理することが妥当と判断するもの
- ・調査研究の段階にあり、予算規模が見込めない事業
- ・既に今年度の途中に見直しを行う可能性が生じている事業

### ( 2 ) 評価実施時期

原則として平成 21・23・25 年度のいずれかで 1 回評価を行うこととするが、事業効果を短期間で確認する必要があるものや、事業進捗状況を踏まえ再評価を行う必要があるものがあれば、複数回の評価を実施する。

平成 23 年度の評価対象事業の選定に当たっては、以下の点に留意した。

- ・前回評価からの経過年数が長いものを優先
- ・前回評価後の見直しが不十分なものを優先
- ・次期総合計画の策定に入る前に、これまでの事業成果の検証等を行うことが望ましいと考えられるものを優先